

独立行政法人環境再生保全機構外部通報に関する規程を次のように制定する。

平成27年11月17日

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 福井 光彦

平成27年規程第16号

独立行政法人環境再生保全機構外部通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の役職員、派遣労働者その他機構の業務に従事する者及び退職者(以下「役職員等」という。)以外の者からの役職員等による法令違反行為等に関する外部通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令違反等の早期発見と是正を図り、もって機構の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「通報対象事実」とは、次の各号に掲げる法令違反行為等をいう。

- (1) 法令及び機構の規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げるもののほか、機構の業務運営を害し、又は害するおそれのある行為及び社会的倫理に反する行為、又は反するおそれのある行為
- 2 この規程において「外部通報」とは、機構の役職員等以外の者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役職員等について通報対象事実が生じ、または生じようとしている旨を、通報窓口に通報することをいう。
- 3 この規程において「通報者」とは、外部通報をした者をいう。

(窓口)

第3条 外部通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。))は、理事長があらかじめ定めた窓口とする。

- 2 前項の窓口は、外部通報を受け付けた場合は、当該通報について速やかに監査室長に報告するものとする。

(通報等の方法)

第4条 通報者は、別紙様式を用いて電子メール、ファクシミリ、書面又は面会等の手段により通報窓口を利用することができる。

- 2 通報者は、原則として氏名、連絡先を明らかにした上で外部通報を行うものとする。ただし、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときは、氏名、連絡先が明らかでない通報であっても外部通報に準じて取り扱うことができる。

(外部通報の受理等)

第5条 監査室長は、第3条第2項の規定による報告を受けたときは、理事長、総務部担当理事及び監事に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、外部通報としての受理又は不受理を決定する。

3 理事長は、前項の規定による受理又は不受理の決定を通報者に書面により速やかに通知する。
(調査)

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、監査室が行う。

2 監査室長は、理事長の承認を得て、関係する部署の職員からなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第7条 役職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査に協力しなければならない。

(理事長等への報告)

第8条 監査室長は、第6条第1項の調査が終了したときは、調査の結果を直ちに理事長、総務部担当理事及び監事に報告しなければならない。

(是正措置等)

第9条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、外部通報の内容が事実であるか否かを認定し、事実であると認めたときは、速やかに是正措置及び再発防止措置(以下「是正措置等」という。)を講じなければならない。

(通報者への通知)

第10条 理事長は、外部通報の内容が事実であると認め、是正措置等を講じたときはその旨を、外部通報の事実がないと認めたときはその旨を、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、通報者に書面により速やかに通知する。

2 理事長は、前項の規定による通知を行う場合は、独立行政法人環境再生保全機構監事監査要綱(平成21年監事・理事長協議決定)第8条第2項の規定により、当該通知文書を監事に回付するものとする。

(通報者等の保護)

第11条 通報者は、通報したことを理由として、役職員等によるいかなる不利益な取扱いをも受けない。

2 機構は、通報者が機構との間に契約関係のある法人又は団体に関わる者である場合、当該通報者が通報したことを理由として、当該法人又は団体に不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第12条 通報の受付、調査その他通報に関与した者は、通報に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(利益相反の排除)

第13条 通報の処理に関与する役職員等は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(処分)

第14条 理事長は、役職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、役員に対しては独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく処分又は必要な措置を、職員に対しては独立行政法人環境再生保全機構就業規則(平成16年規程第3号。以下「就業規則」という。)第64条の規定に基づく懲戒処分又は必要な措置を、その他機構の業務に従事する者は就業規則に準じて処分を行うことができる。

- (1) 通報者等に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った役職員等
- (2) 調査の結果、法令違反行為等に関与した役職員等
- (3) 通報された内容及び調査で得られた情報を正当な理由なく開示した役職員等

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年11月17日から施行する。

外部通報シート

平成 年 月 日

(受付責任者)

[独立行政法人環境再生保全機構理事長の定める者] 殿

(通報者)

[住所]

[氏名]

独立行政法人環境再生保全機構外部通報に関する規程第4条第1項の規定に基づき、下記の事項について通報する。

記

1. 法令違反等を行っていると思えた、又は行うおそれがあると思料する役職員等の所属及び氏名について

[所属]

[氏名]

2. 法令違反等の内容

3. 法令違反等の発生日時及び場所

4. その他参考となる事項

(1) 他に当該通報に係る法令違反等を知っていると思われる者

[所属]

[氏名]

(2) 希望する受付責任者との連絡方法（希望する連絡方法にチェックを入れること。複数回答可。）

メール [メールアドレス:]

封書 [宛先:]

面談 [希望場所:]

(3) 調査結果の報告の希望（どちらかにチェックを入れること。）

調査結果の報告を希望する

調査結果の報告を希望しない

【受付責任者記載欄】